相模原市立地適正化計画

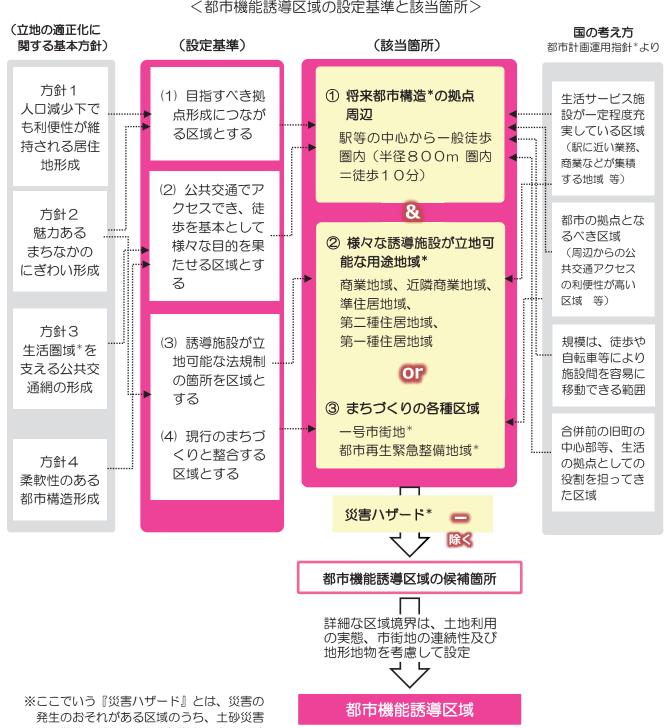
V 都市機能誘導区域



設定基準と該当箇所 1

都市機能誘導区域については、次の設定基準と該当箇所から設定します。該当箇所を誘 導区域の候補箇所として、詳細な区域境界は、土地利用の実態、市街地の連続性及び地形地 物を考慮して設定します。

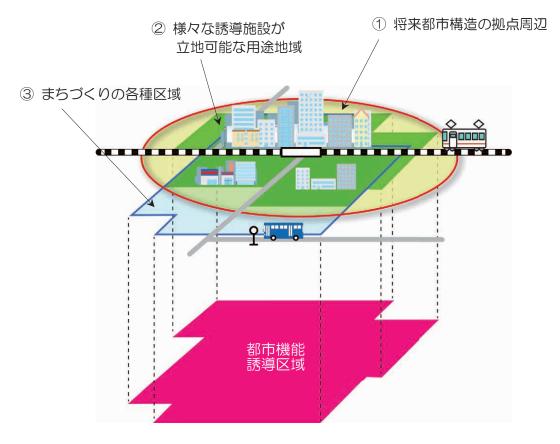
<都市機能誘導区域の設定基準と該当箇所>



特別警戒区域*、土砂災害警戒区域*、災害 危険区域、急傾斜地崩壊危険区域、家屋倒 壊等氾濫想定区域を対象とします。

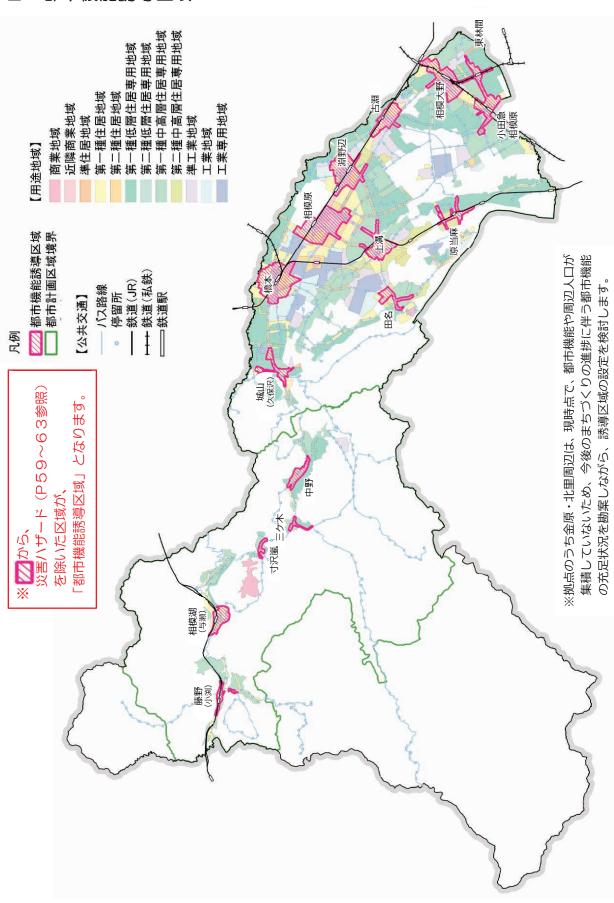
相模原市立地適正化計画

<都市機能誘導区域のイメージ図>



①~③の各要素を総合して 誘導区域を抽出 (災害ハザード*を除く)

2 都市機能誘導区域



相模原市立地適正化計画

VI 誘導施設

VIII

相模原市立地適正化計画

1 誘導施設の特性

次のような立地特性や施設特性、拠点特性を考慮して、誘導施設を設定します。

① 立地特性

『拠点に集約すべき施設』、『身近な場所に分散して配置すべき施設』などの施設立 地の考え方に応じた特性

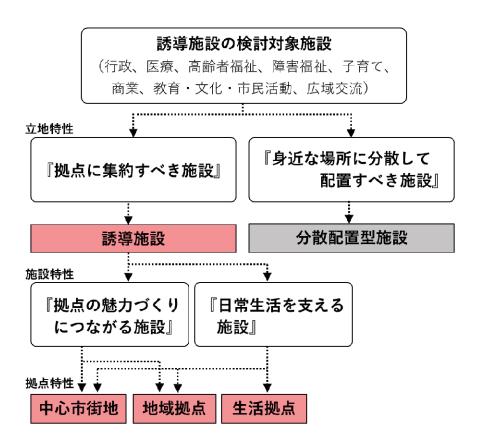
② 施設特性

『拠点の魅力づくりにつながる施設』、『日常生活を支える施設』などの施設の役割に応じた特性

③ 拠点特性

中心市街地*や地域拠点、生活拠点における拠点の類型に応じた特性

<誘導施設の設定イメージ>



相模原市立地適正化計画

(維持)

IX

2 誘導施設の設定基準

① 誘導施設(誘導)

設定が考えられる施設のうち、現況立 地がなく、機能不足に対応する必要があ る施設、又は、現況立地があっても更な る拠点の魅力づくりにつながる施設を 『誘導施設(誘導)』として設定します。

② 誘導施設(維持)

現況立地があり、今後もその機能を維持すべき施設は『誘導施設(維持)』として設定します。

① ① ① ② 現況立地あり 現況立地あり 期況立地あり 都市機能誘導区域 今後も維持すべき施設 に誘導する施設 秀導施設 誘導施設 誘導施設 誘導施設

(誘道)

<誘導施設のイメージ>

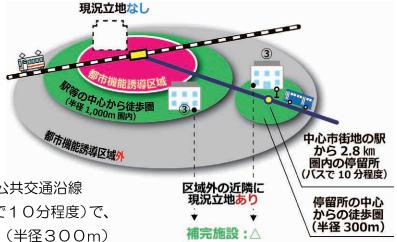
③ 補完施設

誘導区域内に現況立地が なくても、将来都市構造*の 拠点周辺で、次のいずれかに 該当する施設は、誘導施設の 機能を補完するため、『補完 施設』として設定します。

駅等の中心から徒歩圏 (半径1,000m圏内)

中心市街地*の駅中心から公共交通沿線
の2,800m圏内(バスで10分程度)で、
停留所の中心からの徒歩圏(半径300m)

<補完施設のイメージ>



3 都市機能誘導区域と各施設圏域の考え方

まちづくりセンター、地域包括支援センター(高齢者支援センター)などの施設は、既に 人口分布や通いやすさなど各施設の圏域の考え方に基づいて立地しているため、立地適正 化計画における都市機能誘導区域の設定に当たっては、これらの圏域内における立地状況 も勘案しながら、集約連携型まちづくりの視点で、拠点等への誘導・維持を図ることを基本 とします。

なお、都市機能誘導区域を含まない圏域については、各圏域に応じた施設立地(維持)を 基本とします。

VIII

相模原市立地適正化計画

4 誘導施設の検討経過

凡例 ◎:誘導施設(誘導)○:誘導施設(維持)□:分散配置型施設

			中	地	生活	拠点	分散
施設 区分	施設の種類	施設立地の方向性	中心市街地*	地域拠点	都市部*	中山間*	監型施設
行政	市役所•区役所	中枢的な機能であるため、公共交通によるアクセスがよく、かつ広域をカバーする拠点への維持を基本とする。	0				
JUX	まちづくりセンター・ 出張所	まちづくり区域における地域ごとの立地を踏まえつつ、公共交通のアクセスがよい地域拠点等への維持を基本とする。		0	0	0	
	病院	おおむね生活圏単位で、様々な人が公共交通に よってアクセスしやすい拠点内への維持を基 本とする。	0	0	0	0 0	
医療	診療所	市街地における生活に身近な分散配置型の立 地を基本とする。ただし、人口減少が既に進行 している中山間地域では、生活拠点への維持を 基本とする。				0	
高齢者	地域包括支援センター (高齢者支援センター)	日常生活圏域ごとの立地を踏まえつつ、地域包括ケア*の拠点としての役割を果たせるよう地区中心部への維持を基本とする。	0	0	0	0	
福祉	通所・訪問介護事業所、特別養護者人ホーム等施設 サービス事業所	市街地における生活に身近な分散配置型の立 地を基本とする。					
障害 福祉	障害福祉サービス事業所、 障害者支援施設等	市街地における生活に身近な分散配置型の立 地を基本とする。					
子育て	保育所、認定こども園	拠点の魅力づくり(子育てしやすい環境形成)の観点から、保育需要に応じて、中心市街地や 地域拠点へ立地を維持・整備するとともに、生 活拠点における維持を基本とする。	0	© ()	0	0	
	こどもセンター・ 児童館	小学校区単位での分散配置型の立地を基本と する。					
	大規模商業店舗	まちのにぎわい創出の観点から、中心市街地へ の維持・誘導を基本とするが、地域拠点に立地 している施設は維持する。	© O	0			
商業	商業店舗 (食品スーパー)	生活圏単位での分散配置型の立地を基本とする。ただし、人口減少が既に進行している中山間地域では、生活拠点への維持・誘導を基本とする。					
	小学校、中学校、義務教 育学校	児童生徒の通学状況を踏まえた分散配置型の 立地を基本とする。					
教育• 文化•	図書館	公共交通によるアクセスがよく、かつ広域をカ バーする拠点への維持を基本とする。	0	0			
市民 活動	公民館	公民館区に応じた分散配置型の立地を基本と する。					
	幼稚園	市街地における生活に身近な分散配置型の立 地を基本とする。					
広域 交流	広域交流施設	まちのにぎわい創出や広域交通ネットワーク の観点から、中心市街地への維持・誘導を基本 とする。	© O				

相模原市立地適正化計画

5 誘導施設

都市再生特別措置法*の規定に基づき、生活圏や拠点単位で配置すべき住民の日常生活を 支える施設や、市の中心部の魅力・にぎわいづくりに資する施設を「誘導施設(誘導)」及 び「誘導施設(維持)」として、「法定の誘導施設」に設定します。

また、本市の特徴を生かし、国内外の人の交流や市の中心市街地*の魅力・にぎわいに資する施設を「誘導施設(誘導)」として、「任意の誘導施設」に設定します。

■ 法定の誘導施設

施設区分	施設の種類
行 政	市役所•区役所
λη U.Γ.	まちづくりセンター・出張所
医療	病院
	診療所《中山間地域のみ》
高齢者福祉	地域包括支援センター(高齢者支援センター)
子育て	保育所、認定こども園
商業	大規模商業店舗 店舗面積3,000㎡超 *1
[日] 東	商業店舗(食品スーパー)《中山間地域のみ》 店舗面積500㎡超 *2
教育・文化・市民活動	図書館

■ 任意の誘導施設

	,
施設区分	施設の種類
広域交流	広域交流施設 *3

※1:用途地域*による建築物の用途制限に応じて設定(第二種住居地域等に立地可能な規模)

※2:用途地域による建築物の用途制限に応じて設定(第一種住居地域等に立地可能な規模)

※3:具体的な施設は、相模原市広域交流拠点整備計画等との整合を図って設定

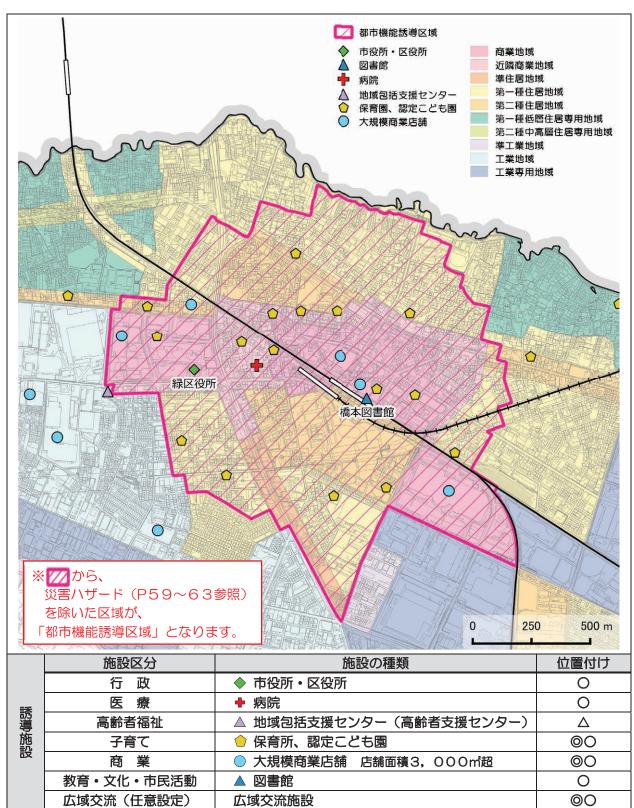
VII

VIII

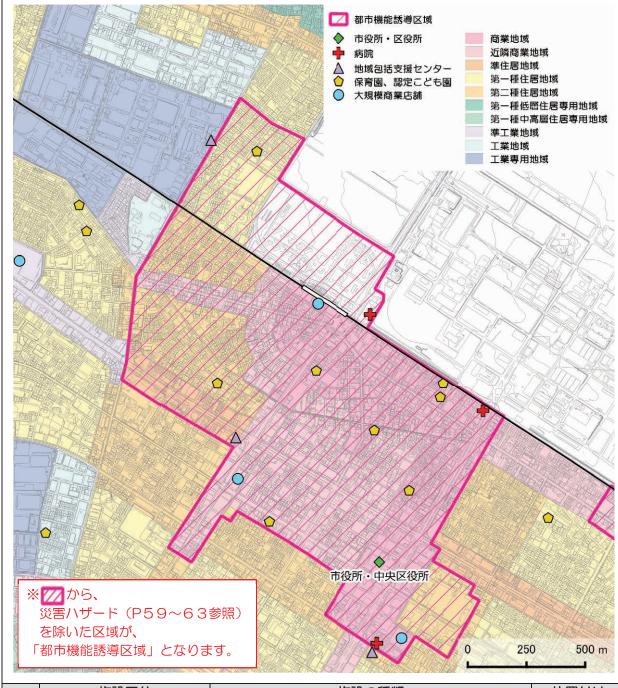
相模原市立地適正化計画

都市機能誘導区域及び誘導施設の詳細

① 中心市街地:橋本



② 中心市街地:相模原



	施設区分	施設の種類	位置付け
	行 政	◆ 市役所・区役所	0
=¥	医 療	+ 病院	0
誘導施設	高齢者福祉	△ 地域包括支援センター(高齢者支援センター)	0
施	子育て	● 保育所、認定こども園	© O
弦	商業	○ 大規模商業店舗 店舗面積3,000㎡超	© O
	教育・文化・市民活動	▲ 図書館	_
	広域交流(任意設定)	広域交流施設	© O

※ ◎:誘導施設(誘導) ○:誘導施設(維持)

△:補完施設

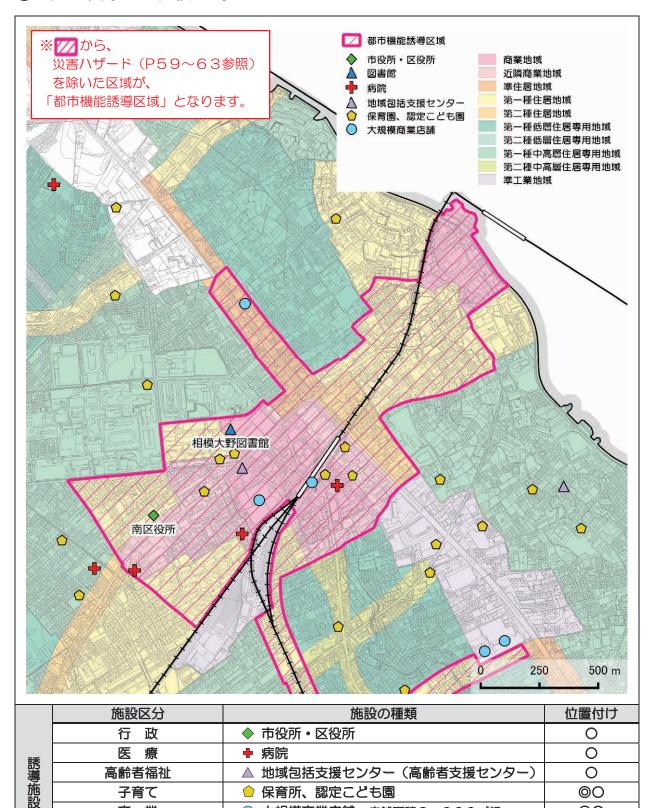
(令和2年2月時点)

- : 現況立地なし。新たに立地された場合には、誘導施設(維持)となる。

③ 中心市街地:相模大野

子育て

教育・文化・市民活動



©O 広域交流(任意設定) 広域交流施設 ◎:誘導施設(誘導) 〇:誘導施設(維持) △:補完施設 (令和2年2月時点)

▲ 図書館

● 保育所、認定こども園

大規模商業店舗 店舗面積3,000㎡超

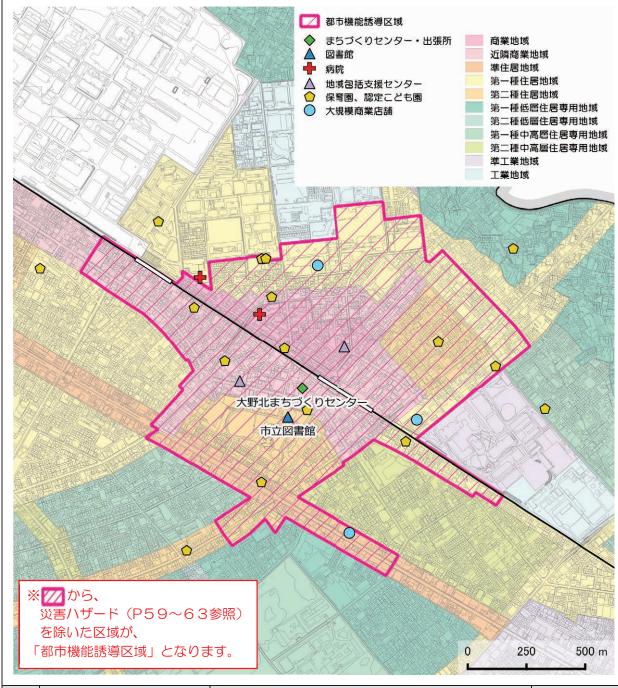
 \odot

00

0

相模原市立地適正化計画

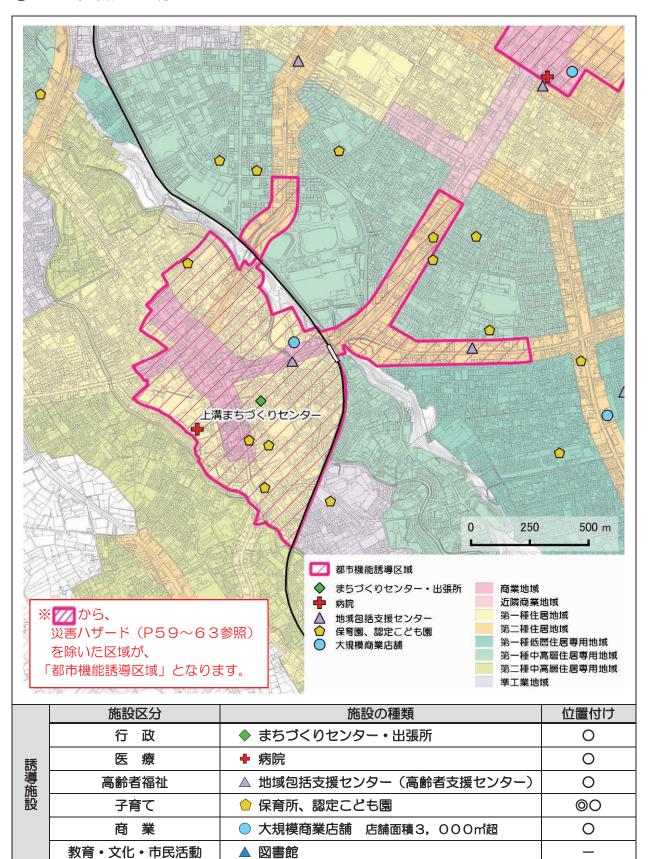
④ 地域拠点:淵野辺



	施設区分	施設の種類	位置付け
	行 政	◆ まちづくりセンター・出張所	0
誘	医療	♣ 病院	0
誘導施設	高齢者福祉	△ 地域包括支援センター(高齢者支援センター)	0
設	子育て	҆ 保育所、認定こども園	© O
	商業	○ 大規模商業店舗 店舗面積3,000㎡超	0
	教育•文化•市民活動	▲ 図書館	0

※ ◎:誘導施設(誘導) ○:誘導施設(維持) △:補完施設 (令和2年2月時点)

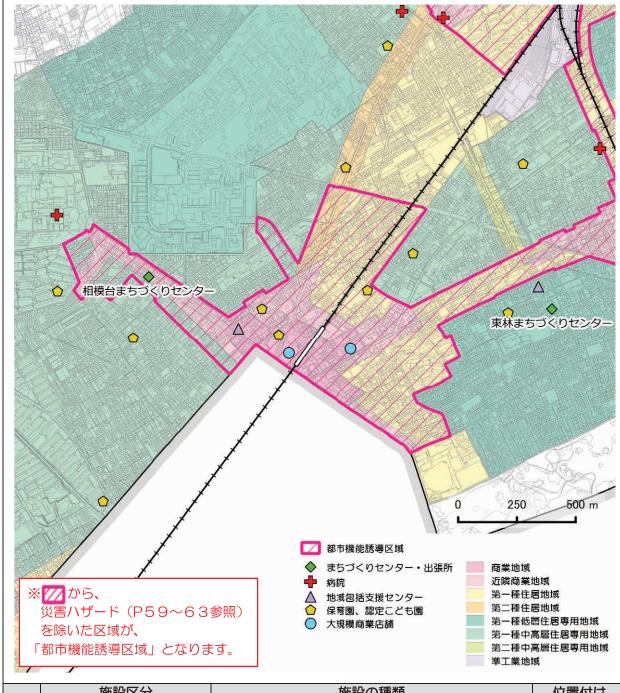
⑤ 地域拠点:上溝



※ ◎:誘導施設(誘導) ○:誘導施設(維持) △:補完施設 (令和2年2月時点)

ー:現況立地なし。新たに立地された場合には、誘導施設(維持)となる。

⑥ 地域拠点:小田急相模原

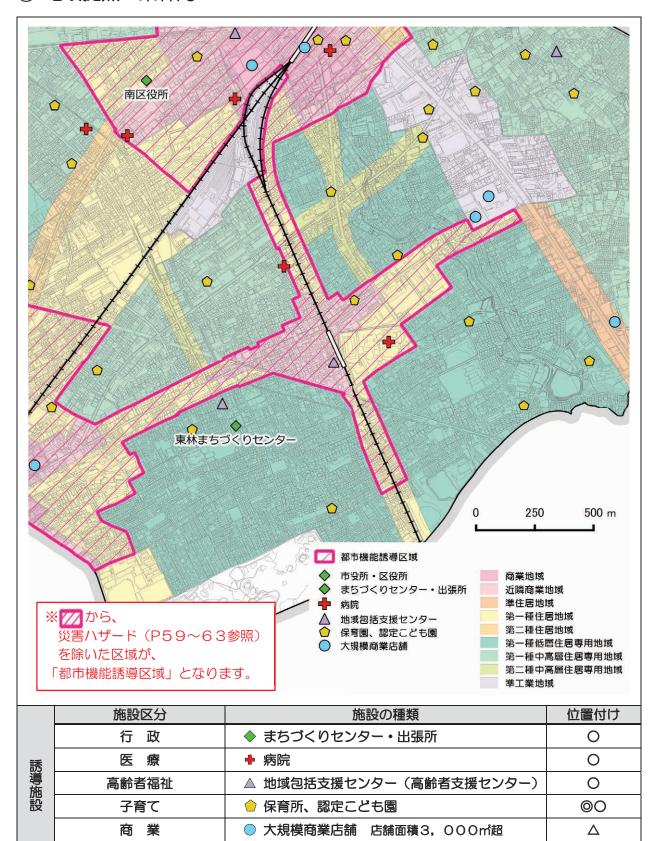


	施設区分	施設の種類	位置付け
	行 政	◆ まちづくりセンター・出張所	0
誘	医療	♣ 病院	1
誘導施設	高齢者福祉	△ 地域包括支援センター(高齢者支援センター)	0
設	子育て	● 保育所、認定こども園	© O
	商業	○ 大規模商業店舗 店舗面積3,000㎡超	0
	教育・文化・市民活動	▲ 図書館	_

※ ◎:誘導施設(誘導) ○:誘導施設(維持) △:補完施設 (令和2年2月時点)

一:現況立地なし。新たに立地された場合には、誘導施設(維持)となる。

⑦ 地域拠点:東林間



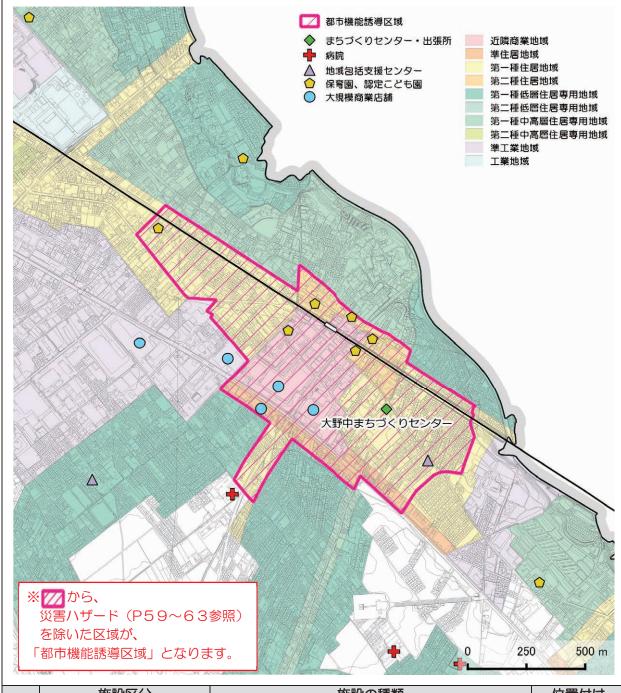
※ ◎:誘導施設(誘導) ○:誘導施設(維持) △:補完施設 (令和2年2月時点)

ー:現況立地なし。新たに立地された場合には、誘導施設(維持)となる。

▲ 図書館

教育•文化•市民活動

⑧ 地域拠点: 古淵

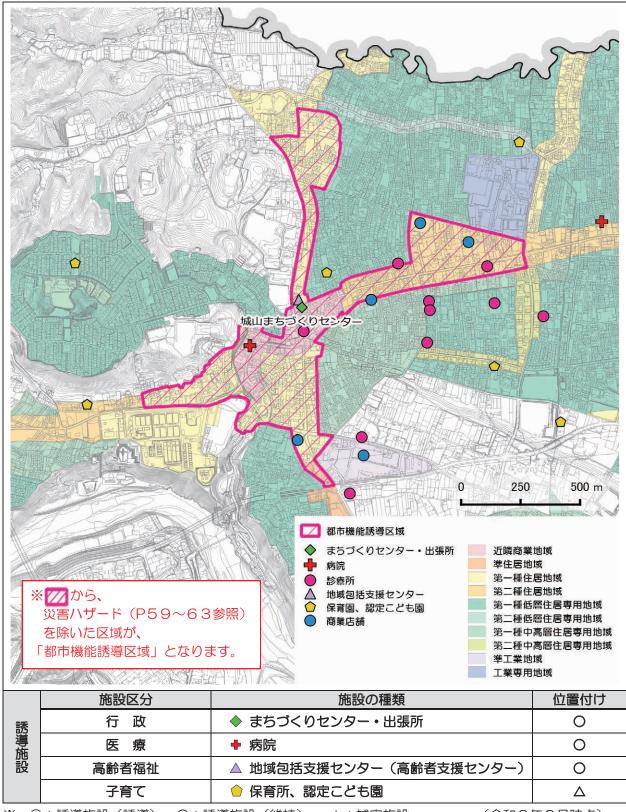


	施設区分	施設の種類	位置付け
	行 政	◆ まちづくりセンター・出張所	0
誘	医療	♣ 病院	Δ
誘導施設	高齢者福祉	△ 地域包括支援センター(高齢者支援センター)	0
設	子育て	● 保育所、認定こども園	© O
	商業	○ 大規模商業店舗 店舗面積3,000㎡超	0
	教育・文化・市民活動	▲ 図書館	_

※ ◎:誘導施設(誘導) ○:誘導施設(維持) △:補完施設 (令和2年2月時点)

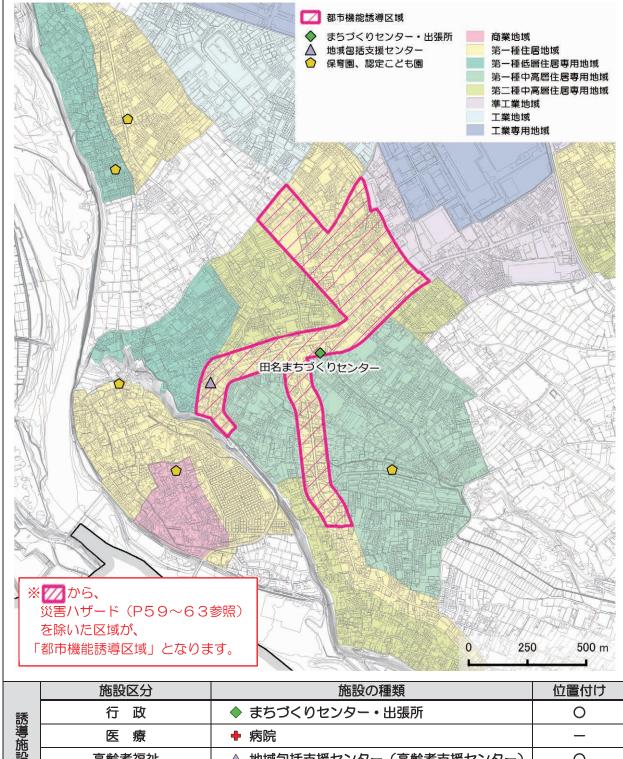
一:現況立地なし。新たに立地された場合には、誘導施設(維持)となる。

⑨ 生活拠点 都市部:城山(久保沢)



※ ◎:誘導施設(誘導) ○:誘導施設(維持) △:補完施設 (令和2年2月時点)

⑩ 生活拠点 都市部:田名

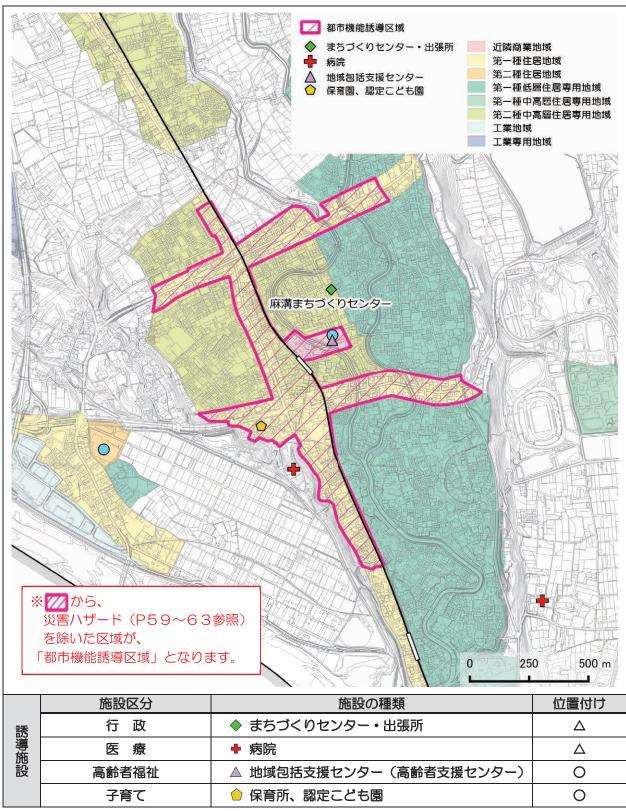


		施設区分	施設の種類	位置付け
誘	誘	行 政	◆ まちづくりセンター・出張所	0
	誘導施設	医療	+ 病院	_
	設	高齢者福祉	△ 地域包括支援センター(高齢者支援センター)	0
		子育て	● 保育所、認定こども園	Δ

※ ◎:誘導施設(誘導) 〇:誘導施設(維持) △:補完施設 (令和2年2月時点)

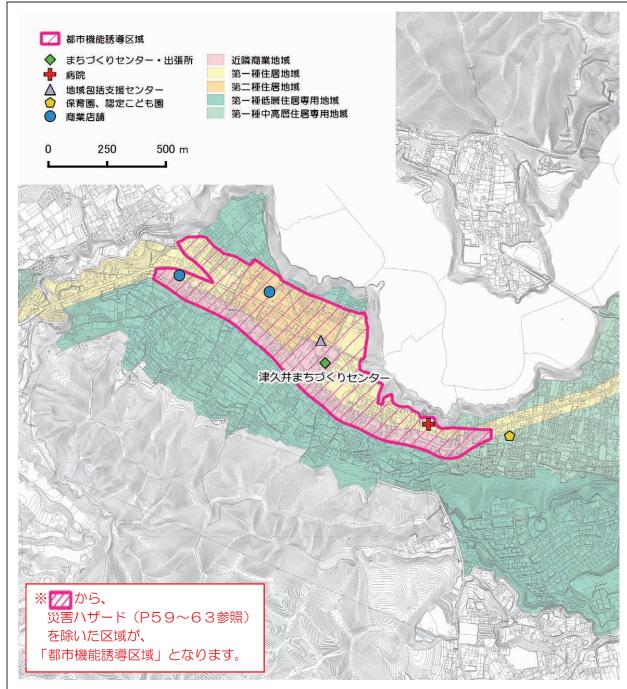
ー:現況立地なし。新たに立地された場合には、誘導施設(維持)となる。

⑪ 生活拠点 都市部:原当麻



※ ◎:誘導施設(誘導) ○:誘導施設(維持) △:補完施設 (令和2年2月時点)

⑫ 生活拠点 中山間地域:中野



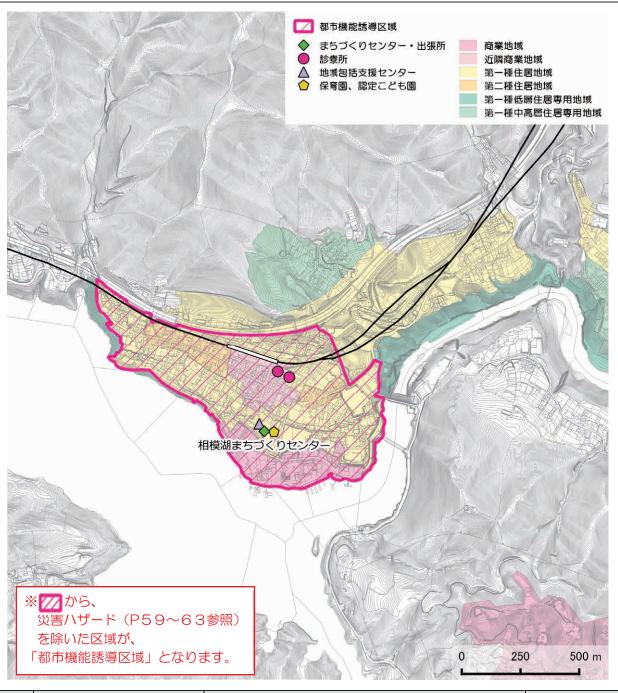
	施設区分	施設の種類	位置付け
	行 政	◆ まちづくりセンター・出張所	0
誘	医療	♣ 病院	0
誘導施設		● 診療所	_
	高齢者福祉	△ 地域包括支援センター(高齢者支援センター)	0
	子育て	҆ 保育所、認定こども園	Δ
	商業	● 商業店舗 店舗面積500㎡超	0

※ \bigcirc : 誘導施設 (誘導) \bigcirc : 誘導施設 (維持) \triangle : 補完施設 \bigcirc (令和2年2月時点)

一:現況立地なし。新たに立地された場合には、誘導施設(維持)となる。

VIII

⑬ 生活拠点 中山間地域:相模湖(与瀬)

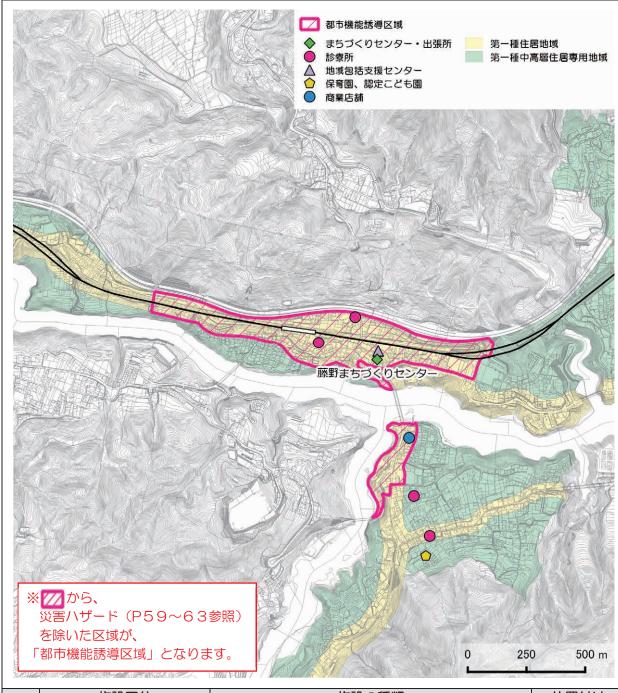


	施設区分	施設の種類	位置付け
	行 政	行 政 ◆ まちづくりセンター・出張所	
誘	医療	♣ 病院	_
誘導施設		● 診療所	0
設	高齢者福祉	△ 地域包括支援センター(高齢者支援センター)	0
	子育て	● 保育所、認定こども園	0
	商業	● 商業店舗 店舗面積500㎡超	0

※ \bigcirc : 誘導施設 (誘導) \bigcirc : 誘導施設 (維持) \triangle : 補完施設 \bigcirc (令和2年2月時点)

ー:現況立地なし。新たに立地された場合には、誘導施設(維持)となる。

⑭ 生活拠点 中山間地域:藤野(小渕)



	施設区分	施設の種類	位置付け
	行 政	◆ まちづくりセンター・出張所	0
誘	(Fe des	♣ 病院	_
誘導施設	医療	● 診療所	0
	高齢者福祉	△ 地域包括支援センター(高齢者支援センター)	0
	子育て	● 保育所、認定こども園	_
	商業	● 商業店舗 店舗面積500㎡超	0

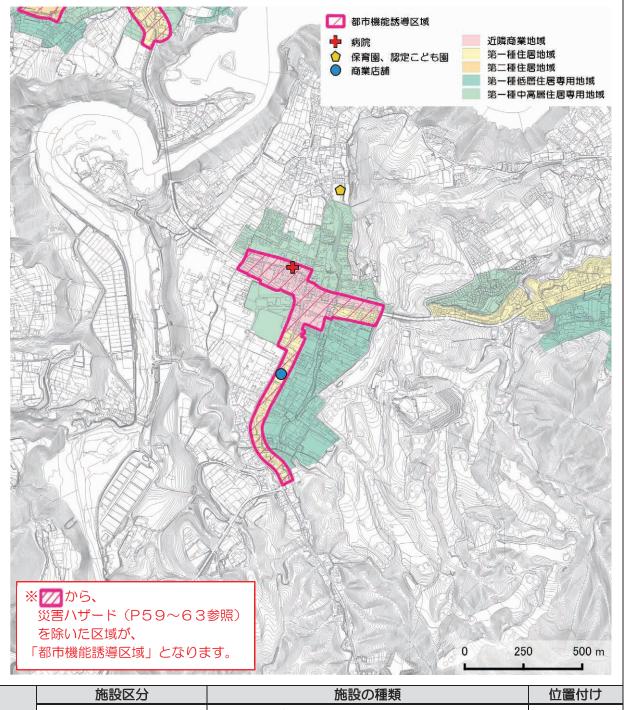
※ ◎:誘導施設(誘導) ○:誘導施設(維持) △:補完施設 (令和2年2月時点)

- : 現況立地なし。新たに立地された場合には、誘導施設(維持)となる。

VIII

相模原市立地適正化計画

15 生活拠点 中山間地域:三ケ木

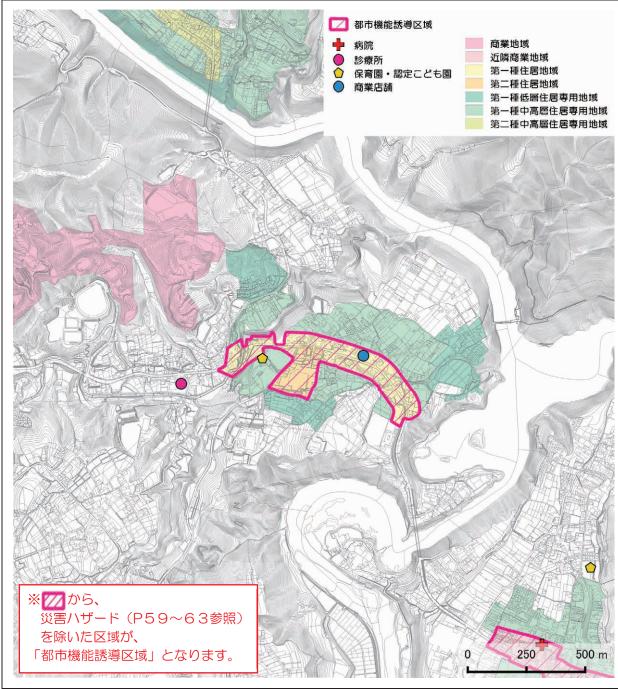


	施設区分	施設の種類	位置付け
	行 政	◆ まちづくりセンター・出張所	_
誘	医療	♣ 病院	0
誘導施設		● 診療所	_
設	高齢者福祉	△ 地域包括支援センター(高齢者支援センター)	_
	子育て	● 保育所、認定こども園	Δ
	商業	● 商業店舗 店舗面積500㎡超	0

※ \bigcirc : 誘導施設 (誘導) \bigcirc : 誘導施設 (維持) \triangle : 補完施設 \bigcirc (令和2年2月時点)

ー:現況立地なし。新たに立地された場合には、誘導施設(維持)となる。

16 生活拠点 中山間地域:寸沢嵐



誘導施設	施設区分	施設の種類	位置付け
	行 政	◆ まちづくりセンター・出張所	1
	医療	♣ 病院	1
		● 診療所	Δ
	高齢者福祉	△ 地域包括支援センター(高齢者支援センター)	_
	子育て	● 保育所、認定こども園	Δ
	商業	● 商業店舗 店舗面積500㎡超	0

※ ◎:誘導施設(誘導) ○:誘導施設(維持) △:補完施設 (令和2年2月時点)

- : 現況立地なし。新たに立地された場合には、誘導施設(維持)となる。